

大分大学大学院福祉健康科学研究科附属地域共生社会研究拠点運営委員会内規

令和2年4月1日制定

令和2年福祉健康科学研究科設置準備室内規第1号

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属地域共生社会研究拠点細則（令和2年福祉健康科学研究科設置準備室細則第2号）第5条第2項の規定により、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属地域共生社会研究拠点運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、大分大学大学院福祉健康科学研究科附属地域共生社会研究拠点（以下「拠点」という。）の円滑な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 拠点の運営に関すること。
- (2) 拠点の事業に関すること。
- (3) その他拠点の運営に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 拠点長
 - (2) 大分大学大学院福祉健康科学研究科附属権利擁護教育研究センター長
 - (3) 大分大学大学院福祉健康科学研究科附属臨床心理教育研究センター長
 - (4) 大分大学大学院福祉健康科学研究科附属医療介護教育研究センター長
 - (5) その他拠点長が必要と認める者
- 2 前項第5号の委員は、拠点長が指名する。
- 3 第1項第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、拠点長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは、当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年福祉健康科学研究科内規第1号）

この内規は、令和2年11月1日から施行する。